

国有林野の管理経営に関する基本計画の変更案 (概要)

平成24年10月

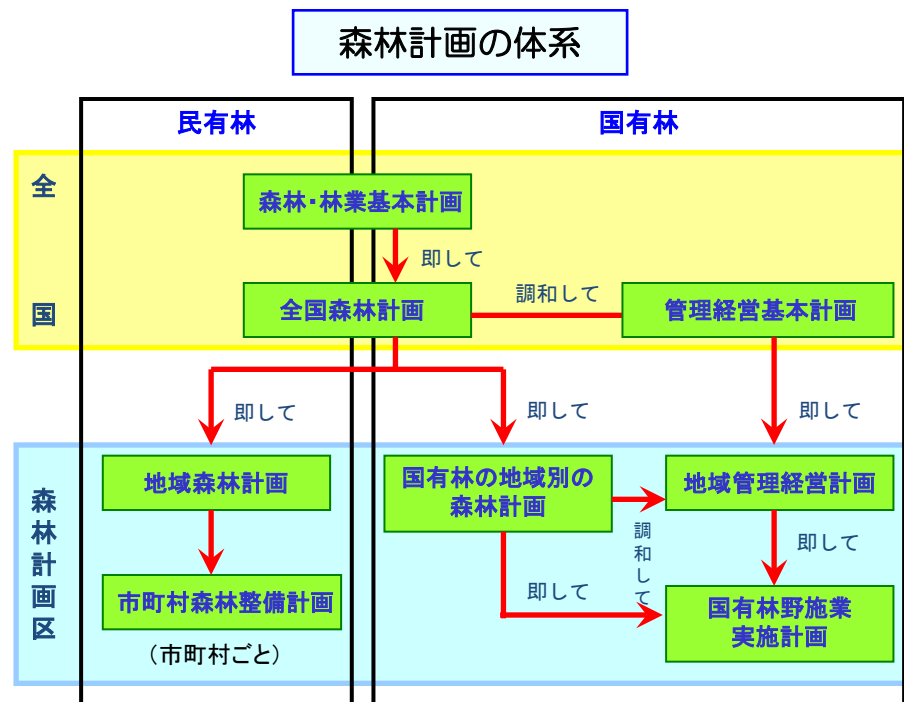
林野庁

目 次

I	管理経営基本計画について	1
II	管理経営基本計画の変更について	2
1	変更の必要性和想定スケジュール	2
2	今回の変更で反映すべき主なポイント	3
III	前回の林政審議会が出された意見の概要	4
IV	管理経営基本計画の変更案の構成	5
V	管理経営基本計画の変更案の概要	6
1	国有林野の管理経営の関する基本方針	7
2	国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項	1 1
3	国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項	1 2
4	国有林野の活用に関する基本的な事項	1 3
5	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項	1 4
6	国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項	1 4
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 5

I 管理経営基本計画について

- 「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)は、国有林野の管理経営に関する基本方針その他の基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」(以下「管理経営法」という。)第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画
- 森林管理局長は、この計画に即して、流域(森林計画区)ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林野の管理経営を推進
- 現行の管理経営基本計画は、平成21年4月1日から平成31年3月31日までを計画期間として、平成20年12月に改定



【管理経営基本計画】(大臣：5年ごと10年計画)

国有林野の管理経営の方向を明確にし、森林という動的国有財産の管理、処分を計画的に実施するとともに、計画の策定段階で国民の意見を聴き、国民意見を反映した管理経営を行っていく必要から、全国の国有林を対象として大臣がたてる計画

【地域管理経営計画】(局長：5年ごと5年計画)

地域ごとの賦存状況に応じたきめ細かい国有林野事業の運営を図るため、森林管理局長が森林計画区(流域)を単位として定める管理経営の計画

【国有林野施業実施計画】(局長：5年ごと5年計画)

森林計画及び管理経営計画に即して持続的な国有林野の管理経営を行うため、森林管理局長が管理経営規定に基づき森林計画区(流域)を単位として、事業量や施業規整、伐採造林等の箇所別計画、保護すべき国有林野等を具体的に定める計画

II 管理経営基本計画の変更について

1 変更の必要性と想定スケジュール

○ 国有林野法において、管理経営基本計画の計画事項に「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項」が追加される等の改正が行われたことに伴い、同計画の変更が必要となっているところ

○ また、国有林野法附則第2条第1項において、管理経営基本計画変更の期限は、平成24年12月31日までとされているところ

○ なお、管理経営基本計画の変更にあたっては、国民の声を広く聴くため、変更案を公告・縦覧するとともに、申立てのあった意見の要旨を付して林政審議会の意見を聴くこととされているところ

○ このため、管理経営基本計画の変更に向けたスケジュールについては、次を想定

平成24年9月 林政審議会の開催(変更の方向)

10月 林政審議会の開催(変更案)

11月 公告・縦覧

意見の集約、変更案の修正

12月 林政審議会の開催(諮問・答申)

変更計画の決定・公表

○ 国有林野法附則(抜粋)

第2条 農林水産大臣は、平成24年12月31日までに、(中略)管理経営基本計画を変更しなければならない。(後略)

2 (略)

○ 管理経営法(抜粋)

第五条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

2 今回の変更で反映する主なポイント

(1) 管理経営基本計画の計画事項等の変更

管理経営基本計画の計画事項等については、

- ① 民有林施策との一体的な推進に配慮して定めることとされたこと
- ② 計画事項に「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項」が追加されたこと
- ③ 計画事項から「長期的な収支の見通し」が削除されたこと

を反映

(2) 新たな森林・林業基本計画の反映

平成23年7月に閣議決定された森林・林業基本計画において、

- ① 国有林野事業については、我が国の森林・林業の再生に貢献することとされたこと
- ② 森林の3区分について、変更が行われたこと等について反映

(3) 「今後の国有林野の管理経営のあり方」の反映

(4) その他平成20年の改定以降の状況変化の反映

- ・ 東日本大震災からの復旧・復興
- ・ 生物多様性国家戦略の改定
- ・ 2013年以降の地球温暖化対策 等

○ 管理経営基本計画の計画事項の改正

改正後	改正前
1 国有林野の管理経営に関する基本方針	1 国有林野の管理経営に関する基本方針
2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項	2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項
3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項	3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項
4 国有林野の活用に関する基本的な事項	4 国有林野の活用に関する基本的な事項
5 <u>国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項</u>	
6 <u>国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項</u>	5 <u>国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項</u>
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

林政審議会答申

「今後の国有林野の管理経営のあり方」のポイント

- ① 公益重視の管理経営のより一層の推進
- ② 森林・林業の再生への貢献
- ③ 山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献
- ④ 今後の国有林野への期待に応えるための組織・人材のあり方
- ⑤ 今後の国有林野事業の経理区分のあり方

Ⅲ 前回の林政審議会で出された意見の概要

事 項	意見の概要
総 論	今回の一般会計化は、大きな改革。国有林が変わるということを分かりやすく示すことも重要。
	目標と進捗が国民に分かるようにするべき。
公益重視の管理経営 (機能類型区分)	国有林における木材等生産機能の位置づけや整理の仕方に工夫が必要。
「国民の森林」としての管理経営	国有林のフィールドにおいて、森林インストラクター等を活用して環境教育を行うことも必要。
生物多様性の保全	国有林内の生物多様性に関して、科学的な視点から俯瞰した上で、目標や方向を書き込めないか。
国有林野の林産物の供給	未利用間伐材等のバイオマス利用について国有林をどのように活用するのか検討が必要。また、木質バイオマスだけでなく、木材利用全体の需要拡大が必要。
国有林野事業の実施体制	価格急変時の供給調整機能等国有林が新たな役割を担うこととなれば、地域ごとの動向等をモニタリングする体制が必要。

IV 管理経営基本計画の変更案の構成について

〔 現 行 〕

- 1 国有林野の管理経営に関する基本方針
 - (1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進
 - (2) 森林の流域管理システムの下での管理経営
 - (3) 国民の森林としての管理経営
 - ア 双方向の情報受発信
 - イ 森林環境教育の推進
 - ウ 森林の整備・保全等への国民参加
 - (4) 地球温暖化防止対策の推進
 - (5) 生物多様性の保全
- 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項
 - (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理
 - (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存
- 3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項
 - (1) 林産物の安定供給
 - (2) 林産物等の販売
- 4 国有林野の活用に関する基本的な事項
 - (1) 国有林野の活用の適切な推進
 - (2) 公衆の保健のための活用の推進
- 5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項
 - (1) 管理経営の事業実施体制
 - (2) 長期的な収支の見通し → 削除
 - (3) その他事業運営に関する事項
 - ア 事務の改善合理化
 - イ 労働安全衛生の確保
 - ウ 林業事業者の育成強化
- 6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項
 - (1) 人材の育成
 - (2) 林業技術の開発普及
 - (3) 地域振興への寄与
 - (4) 労使協力の推進

〔 変 更 案 〕

- 1 国有林野の管理経営に関する基本方針
 - (1) 公益重視の管理経営の一層の推進
 - (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生への貢献
 - ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及
 - イ 林業事業者の育成
 - ウ 民有林と連携した施業の推進
 - エ 森林・林業技術者等の育成
 - オ 林業の低コスト化等に向けた技術開発
 - (3) 国民の森林としての管理経営
 - ア 双方向の情報受発信
 - イ 森林環境教育の推進
 - ウ 森林の整備・保全等への国民参加
 - (4) 地球温暖化防止対策の推進
 - (5) 生物多様性の保全
- 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項
 - (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理
 - (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存
- 3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項
 - (1) 林産物の安定供給
 - (2) 林産物等の販売
- 4 国有林野の活用に関する基本的な事項
 - (1) 国有林野の活用の適切な推進
 - (2) 公衆の保健のための活用の推進
- 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項
- 6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項
 - (1) 管理経営の事業実施体制
 - (2) その他事業運営に関する事項
 - ア 計画的かつ効率的な事業実行
 - イ 安全・健康管理対策の推進
- 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項
 - (1) 人材の育成
 - (2) 地域振興への寄与
 - (3) 東日本大震災からの復旧・復興
 - (4) 関係機関等との連携の推進

凡例
 青字：国有林野法での変更箇所
 赤字：その他の変更箇所

V 管理経営基本計画の変更案の概要

※ 下線部は、今回の主な変更箇所(以下、同じ)

事 項	概 要	備 考
はじめに		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国有林野事業は、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下、平成10年から抜本的な改革を推進 ○ 一般会計繰入を前提とした会計制度の下で、新規借入金に依存する体質から脱却し、<u>債務の返済を開始するとともに、温暖化防止のための間伐等を推進</u> ○ 森林に対する国民の要請は、公益的機能の発揮に重点を置きつつ多様化し、国有林に対しては、地球温暖化の防止、生物多様性の保全に対する期待が大きい ○ <u>国有林と民有林を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、国有林に隣接する民有林において十分な整備や保全が行われていない状況も存在</u> ○ <u>また、国有林野事業については、民有林の指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている</u> ○ <u>国有林野事業について、民有林と一体的な整備・保全を行う仕組みを創設するとともに、特別会計による企業の運営から一般会計化することとし、その際、債務については、新たな国民負担としないため区分経理</u> ○ <u>今後は、国有林の有する公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施</u> 	<p>※ 平成16年度から新規借入金ゼロ。平成22年度に10億円、平成23年度に21億円を返済</p> <p>※ 「今回の一般会計化は、大きな改革。国有林が変わるということを知りやすく示すことも重要(前回意見(注))」等を踏まえ、① 民国を通じた公益的機能発揮や森林・林業再生への国有林の貢献への期待の高まりといった背景、② 法律改正の内容、③ 一般会計化の意義について記載</p>

注) 前回(9月6日)の林政審議会で出された意見(以下、同じ)

事 項	概 要	備 考
1 国有林野の管理経営に関する基本方針		
(1) 公益重視の管理経営の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国有林野は、①国有林野の有する公益的機能の維持増進、②林産物の持続的かつ計画的な供給、③地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として管理経営 ○ <u>国有林野事業は、これらの目標の下、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用し、森林・林業再生へ貢献</u> ○ 国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く所在しており、かつ、地域特有の景観や豊富な生態系を有する森林も多く、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割 ○ 国有林野の管理経営に当たっては、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「<u>山地災害防止タイプ</u>」、「<u>自然維持タイプ</u>」、「<u>森林空間利用タイプ</u>」、「<u>快適環境形成タイプ</u>」、「<u>水源涵養タイプ</u>」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、適切な施業を推進 ○ <u>木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を、安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮</u> ○ 森林の取扱いについては、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮 ○ 国民の安全と安心を確保するため、他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進。大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなど迅速な災害対策、二次災害防止対策を図る ○ <u>林道等の路網については、林道(林業専用道を含む)及び森林作業道について、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 国有林野の機能類型区分の見直しは、森林・林業基本計画等で例示された森林の機能との整合性を図りつつ、従来の区分との連続性を踏まえ検討すべき(答申(注)) ※ 国有林は、公益的機能の発揮に重点を置くことから、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を政策的・計画的に供給するものと位置づけるべき(答申) ※ 国有林における木材等生産機能の位置づけや整理の仕方に工夫が必要(前回意見) ※ 森林・林業基本計画等での森林作業道等新たな路網整備の考え方に沿った記載に変更

注) 「答申」とは、昨年12月の林政審議会答申「今後の国有林野の管理経営のあり方」(以下、同じ)

事 項	概 要	備 考
<p>(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>国有林野の管理経営に当たっては、民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、組織・技術力・資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。また、このことを通じて、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与</u> ○ <u>低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及</u> <u>低コストで効率的な作業システムの提案・検証や、先駆的な取組についての事業化の可能性を追求し、民有林における普及・定着に努める</u> ○ <u>林業事業体の育成</u> <u>林業事業体の支援のため、登録・評価の仕組みの活用を検討や将来事業量を対外的に明確化する仕組みの導入、総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、先駆的な作業システムや手法についての事業レベルでの実行に取り組む</u> ○ <u>民有林と連携した施業の推進</u> <u>民有林と国有林が連携することで事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林と国有林の連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等の実施、民有林材と国有林材の協調出荷などに取り組む</u> ○ <u>森林・林業技術者等の育成</u> <u>国有林野事業において、フォレスター等を系統的に育成。また、事業発注やフィールド提供等を通じた民有林の人材育成を支援</u> ○ <u>林業の低コスト化等に向けた技術開発</u> <u>民有林経営への普及を念頭においた林業の低コスト化等に向けた技術開発をより一層推進</u> <u>実用段階に到達した先駆的な技術や手法について事業レベルでの試行を行い、国有林野の管理経営や民有林への普及・定着に資するよう取り組む</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コスト作業システムの提案・検証や先駆的な取組について事業化の可能性を追求し、民有林における普及・定着に貢献すべき(答申) ※ 国内最大の事業発注者という立場を活かし、総合評価落札方式などにより競争性を確保しつつ、林業事業体の創意工夫や施業提案を促し、集約化の能力向上と技術者の育成を推進すべき(答申) ※ 民有林同士での施業の集約化が困難な民有林については、国有林と一体となった森林共同施業団地の設定を推進すべき。その際、民有林と国有林の連結した路網の整備と相互利用の推進、民有林材と国有林材の出荷を協調して実施すべき(答申) ※ 国有林において、フォレスター等を系統的に育成し、市町村行政の技術的支援を行うとともに、林業事業体が技術者を森林施業プランナー等として育成できるよう事業発注等を通じて支援すべき。また、国有林の多種多様なフィールドを人材育成の場、技術的検証の場として積極的に提供すべき(答申) ※ 民有林経営への普及を念頭に、地域の政策課題を設定し、その成果を評価、フィードバックする仕組みを構築し、林業の低コスト化等に向けた技術開発をより一層推進すべき(答申)

事 項	概 要	備 考
<p>(3) 国民の森林としての管理経営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民共通の財産である国有林野の管理経営に当たっては、国有林野を「国民の森林」として位置づけ、国民に開かれた管理経営を推進 ○ その際、自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に対応 ○ 双方向の情報受発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況等の情報開示、森林インストラクター等の活用も図りながら国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及啓発に努める ・ 地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くとともに、<u>これまでの取組実績、現状を評価した結果等を積極的に提示しつつ、計画案の策定前の段階から広く国民等の意見を求める取組を推進</u> ・ 「国有林モニター」制度の活用等により、国民と国有林との双方向の情報・意見交換を図る ○ 森林環境教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、自治体、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、<u>森林インストラクター等の活用を図りながら森林環境教育を推進</u> ・ 学校等が国有林野で体験活動を実施するための「遊々の森」等の活用や森林環境教育に適したフィールド等の情報提供や学習体験プログラムやフィールドの整備等を推進 ○ 森林の整備・保全への国民参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民参加の森林づくりの推進のため、企業・NPO・地元関係者等多様な主体と連携した多様な取組を推進。 ・ NPO等による森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」や地域の歴史的木造建造物等の継承に貢献する「木の文化を支える森づくり」等多様な取組を推進 ・ 「法人の森林」等分収林制度を通じた取組を推進 ・ 世界文化遺産等との調和に配慮するなど魅力ある森林景観の創出にも取り組む 	<p>※ 地域管理経営計画案の作成前の段階から広く国民の意見を求め、地方公共団体等との調整を行うとともに、関連情報等を積極的に提供し、市町村森林整備計画の作成を支援すべき(答申)</p> <p>※ 目標と進捗が国民に分かるようにすべき(前回意見)</p> <p>※ 国有林のフィールドにおいて、森林インストラクター等を活用して環境教育を行うことも必要(前回意見)</p>

事 項	概 要	備 考
(4) 地球温暖化防止対策の推進	<p>○ 我が国は、<u>京都議定書第2約束期間の削減義務を負っていないものの、森林吸収源を含む地球温暖化対策については、今後も国際的な報告義務が課せられる等引き続き着実に取り組むことが求められており、「日本再生戦略」や「革新的エネルギー・環境戦略」においても森林吸収源対策が位置づけられたところ</u></p> <p>○ <u>国有林野事業においては、我が国が目標としている3.5%分の吸収量確保のため、森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組む</u></p>	<p>※ 森林吸収量3.5%（2013－2020年平均）の確保や「将来枠組み」を見据えた森林の整備・保全、森林利用等の推進等（日本再生戦略）</p> <p>※ 森林吸収源については、森林の適正な整備や木材利用等の推進により、2013年から2020年までの平均で算入上限値3.5%分の吸収量の確保を目指す（革新的エネルギー・環境戦略）</p>
(5) 生物多様性の保全	<p>○ 国有林野は奥地脊梁山地や水源地域を中心に里山まで全国各地に所在しており、我が国の生物多様性の保全を図る上で重要</p> <p>○ 国有林野の管理経営にあたっては、生物多様性の保全も含め期待される役割を十分果たせるよう、森林の健全性を維持・確保していく取組を持続していくことが重要</p> <p>○ 原始的な森林生態系等については、厳格な保全・管理を行う保護林等に設定し、モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、<u>モニタリング調査等で得られた知見などを踏まえた、区域等の見直しを推進</u></p> <p>○ <u>溪流等水辺の森林等については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークを形成</u></p> <p>○ その他の森林については、間伐の実施等による多様で健全な森林の整備・保全を推進</p> <p>○ 自然災害等により劣化した森林の再生・復元やNPO等と協働・連携した森林生態系の保全等の取組を推進</p> <p>○ <u>地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、積極的な個体数管理や共存に向けた森林の整備を推進</u></p>	<p>※ 国有林内の生物多様性に関して、科学的な視点から俯瞰した上で、目標や方向を書き込めないか（前回意見）</p> <p>※ 多様な生物の生息・生育域の提供といった機能は、面的なまとまりをもって対策を講じていくべき（答申）</p> <p>※ 農林業被害の拡大が深刻な中、地域と一体となった鳥獣被害対策を推進すべき（答申）</p>

事 項	概 要	備 考
2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項		
(1) 森林の巡視、標識の設置、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林被害の防止や保安林の適切な管理等のため、森林の巡視、標識の設置、適切な防除対策の実施 ○ 境界の保全等による国有財産としての適切な管理 ○ 森林の保全管理に当たっては、地域住民、ボランティア等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄防止意識の啓発等に努める 	
(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の保全、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている「<u>自然維持タイプ</u>」の森林については、自然環境の保全を第一として管理経営 ○ 原始的な森林生態系等については、保護林として設定し、厳格に保全・管理 ○ 保護林を中心としたネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「<u>緑の回廊</u>」を設定 ○ <u>保護林等の設定に当たっては、研究機関等と連携し、生物多様性の保全等の科学的な知見を活用し、設定状況の分析等に取り組むなど広域的な視点にたった配置となるよう配慮</u> ○ 入林者の影響等による植生荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、利用ルールの確立等を図るとともに、立ち入り可能な区域については、学習の場等として利用できるよう歩道の整備等に努める 	<p>※ 国有林内の生物多様性に関して、科学的な視点から俯瞰した上で、目標や方向を書き込めないか(前回意見)</p>

事 項	概 要	備 考
3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項		
(1) 林産物の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>公益重視の管理経営を一層推進しつつ、その結果得られる木材については、公共建築物を含め、木材需要の拡大や地域における木材の安定供給体制の整備等が促進されるよう、持続的かつ計画的に供給</u> ○ <u>その際、価格急変時の供給調整機能を発揮するため、国有林が地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握することなどの取組を推進</u> ○ 間伐材等曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料として利用が拡大していることから、その需要者等への安定供給を推進 ○ 民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材等の計画的な供給 ○ <u>未利用間伐材等について、需要者への安定供給や低コスト搬出システムの確立に向けた民有林材と国有林材の協調した出荷等を通じて、木質バイオマスなど新たな需要開拓に努める</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 国有林は、公益的機能の発揮に重点を置くことから、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を政策的・計画的に供給するものと位置づけるべき(答申) ※ 木質バイオマスだけでなく、木材利用全体の需要拡大が必要(前回意見) ※ 全国的なネットワークを活用して、価格急変時の供給調整機能を発揮するため、国有林が地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する取組を進めるべき(答申) ※ 国有林は、国産材安定供給の中核としての責務を果たすことはもとより、木質バイオマスなど新たな需要開拓にも積極的に貢献すべき(答申) ※ 未利用間伐材等のバイオマス利用について国有林をどのように活用するのか検討が必要(前回意見)
(2) 林産物等の販売	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林産物の販売に当たっては、曲がり等を含む間伐材については、需要先へ直送するシステム販売により新規需要開拓と安定的な供給を図る ○ 環境緑化木等国有林野に賦存する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売 	

事 項	概 要	備 考
4 国有林野の活用に関する基本的な事項		
(1) 国有林野の活用の適切な推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国有林野の活用にあたっては、地域における産業の振興、住民の福祉の向上、地域社会の活性化に資するよう積極的に推進 ○ <u>国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、再生可能エネルギーを利用した発電用地としての国有林野の活用や地域のバイオマスエネルギー源としての共用林野制度の活用を推進</u> ○ 地域住民の福祉の向上に寄与する森林等を売り払うなど、地域振興に寄与する国有林野の活用、地元自治体との情報交換を十分に行いつつ取り組む 	<p>※ 省エネルギー・再生可能エネルギーといったグリーンエネルギーを最大限に引き上げることを通じて、原発依存度を減らし、化石燃料依存度を抑制することを基本方針とする(革新的エネルギー・環境戦略)</p> <p>※ 薪炭林などかつて人の手で維持されてきた集落周辺の森林については、再生可能エネルギーとしての活用面からも、地域における重要な資源として貢献するための仕組みについて検討すべき(答申)</p>
(2) 公衆の保健のための活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に提供 ○ 利用の動向及び見通し、整備の実現可能性、地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討の上、「レクリエーションの森」の設定を見直し ○ 地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポーター制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努める 	

事 項	概 要	備 考
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>国有林に隣接・介在する民有林の中には、森林所有者等による施業が十分に行われていないものも存在</u> ○ <u>当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種の繁茂が国有林で実施する駆除の効果の確保に支障を生じさせるおそれ</u> ○ <u>公益的機能維持増進協定制度を活用し、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来樹種の駆除等を民有林と一体的に実施</u> 	<p>※ 国有林野法における公益的機能維持増進協定制度の考え方を記載</p>
6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項		
(1) 管理経営の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>国有林野事業については、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献等新たな課題に対応した組織・要員の下で適切かつ効率的に実施</u> ○ 国の業務は保全管理、森林計画、治山等に限定し、伐採、造林等の実施行為は、全面的に民間事業者に委託 	<p>※ 流域を単位とした現在の組織体制を基本とすることが適当。一方、今後、森林・林業政策を地域で推進する役割を担う上では、林政全体の方向性を地域で実現できる現場の機能と能力の向上が重要(答申)</p> <p>※ 価格急変時の供給調整機能等国有林が新たな役割を担うこととなれば、地域ごとの動向等をモニタリングする体制が必要(前回意見)</p>
(2) その他管理経営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的かつ効率的な事業の実行 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国有林野事業債務管理特別会計に承継する債務については、平成60年度までに着実に処理することとされており、引き続き計画的かつ効率的な事業の実行が重要</u> ・ <u>計画的な事業の実行と低コストで効率的な作業システムの普及・定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進</u> ・ 森林GIS等を活用した現場業務の支援などを通じ、効率的な事務処理の推進 ○ 安全・健康管理対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の未然防止、生活習慣病予防等の健康保持増進対策、心の健康づくり対策等の推進 	<p>※ 債務については、今後とも林産物収入等で着実に返済していくという基本的な考え方に立って、限られた財源の下で、適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保や「森林・林業再生プラン」の推進によるコスト縮減などを着実に実行していくことが重要(答申)</p>

事 項	概 要	備 考
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項		
(1) 人材の育成	<p>○ <u>国有林野の管理経営の基本方針のみならず、民有林において一体的に推進すべき施策を踏まえ、森林に関する技術者としての専門的な知識・能力等を養うため、研修の充実やフォレスト一等の系統的な育成等を積極的に実施</u></p>	<p>※ 広く地域に開かれ、地域の森林・林業を牽引するとのマインドを持って、更新・育林・伐採までトータルした技術の維持・向上を図りつつ、業務を推進し、民有林をリードしていく必要(答申)</p>
(2) 地域振興への寄与	<p>○ <u>国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命</u></p> <p>○ <u>国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与</u></p>	<p>※ 国有林野は、それぞれの地域における資源でもあり、その活用を通じて、山村地域の振興に寄与する必要(答申)</p> <p>※ 山村最大の資源である森林の経済的価値を高め、効率的に活用できるよう地域ニーズに即した管理経営による貢献を一層推進(答申)</p>
(3) 東日本大震災からの復旧・復興	<p>○ <u>被災地域において、海岸防災林の再生や地域の復興に必要な用地の貸付け・売払い要望等に積極的に対応</u></p> <p>○ <u>国有林の全国的なネットワークを活用して、復興ニーズや民有林材の動向等に応じた木材の機動的な供給や復興用材をいつでも供給し得る体制の整備に取り組む</u></p> <p>○ <u>放射性物質汚染対処特措法等に基づき、関係機関と連携し、国有林野の除染に取り組むとともに、実証事業の実施等により、森林除染に関する知見の集積や技術開発に貢献</u></p>	<p>※ 被災地域において、海岸防災林の再生や地域の復興に必要な用地の貸付けや売払い要望等に積極的に対応すべき(答申)</p> <p>※ 復興ニーズや民有林材の動向等に応じ、必要な木材を国有林の全国ネットワークを活用して機動的に供給すること、復興用材をいつでも供給し得る備蓄林の整備について検討すること、などにより貢献すべき(答申)</p>
(4) 関係機関等との連携の推進	<p>○ <u>国有林野事業の推進に当たっては、関係行政機関はもとより、様々な森林・林業・木材産業関係者等との情報共有を図り、相互の理解と協力の下、連携した取組を推進するよう努める。</u></p>	<p>※ 様々な関係者等との情報共有に努め、相互の理解と協力の下、連携した取組の推進について記載</p>